

東京都地方独立行政法人評価委員会運営要綱 新旧対照表

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p>第一条 この要綱は、東京都地方独立行政法人評価委員会規則（平成十七年東京都規則第百九十二号）<u>第四条</u>の規定に基づき、東京都地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。</p> <p>第二条から第四条まで （現行のとおり）</p> <p>(分科会の議決)</p> <p>第五条 東京都地方独立行政法人評価委員会条例（平成十六年東京都条例第百十八号。）<u>第六条第六項</u>において規定する、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる事項については、別表のとおりとする。</p> <p>附 則 この要綱は、平成十七年十月十四日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成十九年八月三十一日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成二十六年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 <u>この要綱は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、別表中、中期目標期間における業務実績（公立大学法人に係るものを除く。）について知事が評価する際の意見（地方独立行政法人法第二十八条第一項第二号に規定する中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間における業務の実績に関する評価を除く。）の項は、平成三十一年四月一日から施行する。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この要綱は、東京都地方独立行政法人評価委員会規則（平成十七年東京都規則第百九十二号）<u>第五条</u>の規定に基づき、東京都地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。</p> <p>第二条から第四条まで （略）</p> <p>(分科会の議決)</p> <p>第五条 東京都地方独立行政法人評価委員会条例（平成十六年東京都条例第百十八号）<u>第五条第六項</u>において規定する、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる事項については、別表のとおりとする。</p> <p>附 則 この要綱は、平成十七年十月十四日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成十九年八月三十一日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成二十六年四月一日から施行する。</p>

別表(第五条関係)

事 項	根 拠 法
(削除)	(削除)

別表(第五条関係)

事 項	根 拠 法
<u>業務方法書に対して知事が認可する際の意見</u>	<u>地方独立行政法人法第二十二條第三項</u>
<u>中期計画の作成・変更に対して知事が認可する際の意見</u>	<u>地方独立行政法人法第二十六條第三項</u>
<u>各事業年度における業務の実績についての評価</u>	<u>地方独立行政法人法第二十八條</u>
<u>各事業年度における業務実績の評価結果の法人及び知事に対する通知</u>	<u>地方独立行政法人法第二十八條</u>
<u>各事業年度における業務実績の評価結果を踏まえた法人に対する業務運営の改善勧告</u>	<u>地方独立行政法人法第二十八條</u>
<u>各事業年度における業務実績の評価結果の通知・勧告の公表</u>	<u>地方独立行政法人法第二十八條</u>
<u>知事による財務諸表の承認の際の意見</u>	<u>地方独立行政法人法第三十四條第三項</u>
<u>中期計画で定める剰余金の使途に剰余利益を充当するに当たって知事が承認する際の意見</u>	<u>地方独立行政法人法第四十條第五項</u>

(削除)	(削除)	<u>限度額を超えて短期借入をするに当たって知事が承認する際の意見</u>	地方独立行政法人法第四十一条第四項
(削除)	(削除)	<u>短期借入の借換に当たって知事が認可する際の意見</u>	地方独立行政法人法第四十一条第四項
出資等に係る不要財産の納付又は当該財産の譲渡収入の納付に対して知事が認可する際の意見	地方独立行政法人法第四十二条の二第五項	出資等に係る不要財産の納付又は当該財産の譲渡収入の納付に対して知事が認可する際の意見	地方独立行政法人法第四十二条の二第五項
(削除)	(削除)	<u>出資等に係る不要財産の譲渡により生じた当該財産の帳簿価格を超える額を納付しないことに対して知事が認可する際の意見</u>	地方独立行政法人法第四十二条の二第六項
特定地方独立行政法人の役員の報酬等の支給基準に関する知事に対する意見の申出	地方独立行政法人法第四十九条第二項	特定地方独立行政法人の役員の報酬等の支給基準に関する知事に対する意見の申出	地方独立行政法人法第四十九条第二項
一般地方独立行政法人の役員の報酬等の支給基準に関する知事に対する意見の申出	地方独立行政法人法第五十六条第一項	一般地方独立行政法人の役員の報酬等の支給基準に関する知事に対する意見の申出	地方独立行政法人法第五十六条第一項
<u>公立大学法人に係る中期計画の作成・変更に対して知事が認可する際の意見</u>	<u>地方独立行政法人法第七十八条第四項</u>		
<u>公立大学法人に係る当該事業年度における業務の実績についての評価</u>	<u>地方独立行政法人法第七十八条の二</u>		

<p><u>公立大学法人に係る中期目標期間における業務実績についての評価(地方独立行政法人法第七十八条の二第一項第二号に定める中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間における業務実績についての評価を除く。)</u></p>	<p><u>地方独立行政法人法第七十八条の二</u></p>	
<p><u>公立大学法人に係る当該事業年度における業務実績及び中期目標期間における業務実績についての評価(地方独立行政法人法第七十八条の二第一項第二号に定める中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間における業務実績についての評価を除く。)の結果を踏まえた法人に対する業務運営の改善勧告</u></p>	<p><u>地方独立行政法人法第七十八条の二</u></p>	
<p><u>中期計画(公立大学法人に係るものを除く。)の作成・変更に対して知事が認可する際の意見</u></p>	<p><u>東京都地方独立行政法人評価委員会 条例第二条</u></p>	
<p><u>当該事業年度における業務実績(公立大学法人に係るものを除く。)について知事が評価する際の意見</u></p>	<p><u>東京都地方独立行政法人評価委員会 条例第二条</u></p>	
<p><u>中期目標期間における業務実績(公立大学法人に係るものを除く。)について知事が評価する際の意見(地方独立行政法人法第二十八条第一項第二号に規定する中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間における業務の実績に関する評価を除く。)</u></p>	<p><u>東京都地方独立行政法人評価委員会 条例第二条</u></p>	